配置図参考様式

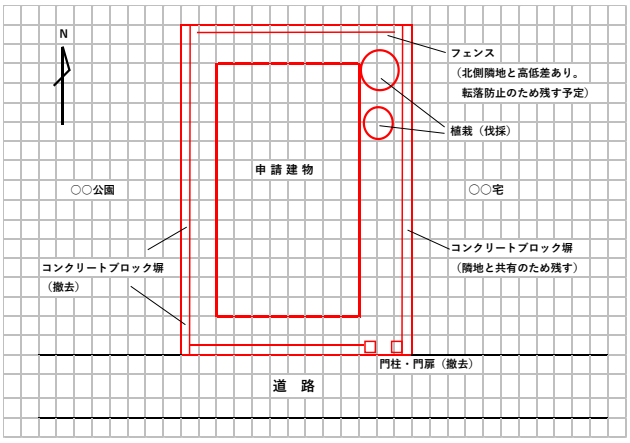

※<u>原則敷地内はすべて撤去することが原則です。</u>

ただし、特段の理由（隣地との共有物・敷地境界・安全上の理由）等があれば残置可とします。

対象について「撤去」か「残置（残置する理由必須）」を必ず記入してください。

※配置図に記載のないものが実績報告時に残置していた場合、撤去を求めることがあります。配置図は詳細にご記入ください。